

※下線部:本県の特徴的な規定

# 滋賀県公文書等の管理に関する条例案の概要

## 条例の構成

- ・第1章 総則（目的・実施機関・定義等）
- ・第2章 現用公文書の管理（作成・整理・保存・移管・廃棄等）
- ・第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等
- ・第4章 審査請求
- ・**第5章 人材育成**
- ・第6章 雑則（管理状況等の公表・出資法人等の文書管理等）

## 条例の目的

【基本的考え方】 公文書等は県の諸活動および歴史的事実の記録であり、**健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源**であることから、公文書等の適切な取扱いを確保して、**県民の知る権利を尊重**することが重要。

【直接の目的】 ①現用公文書の適正な管理 ②特定歴史公文書等の適切な保存、利用等

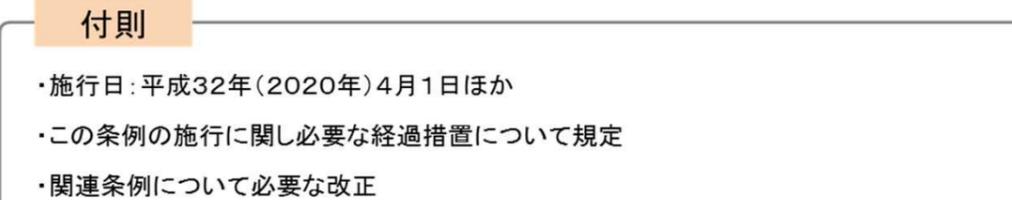
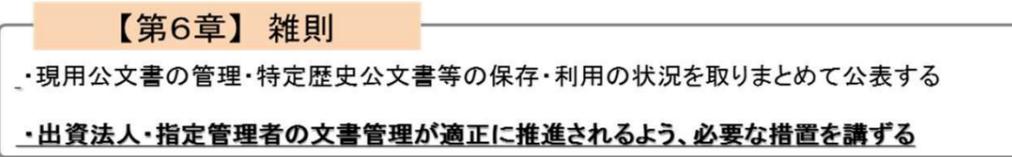
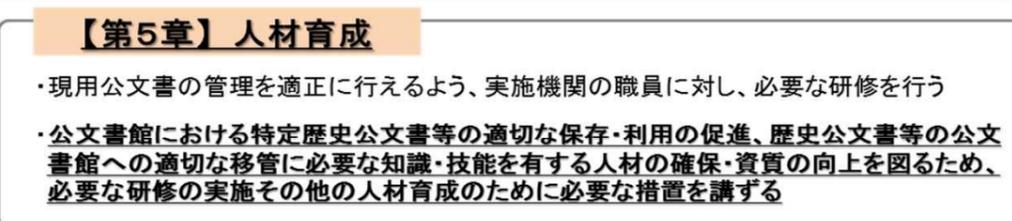
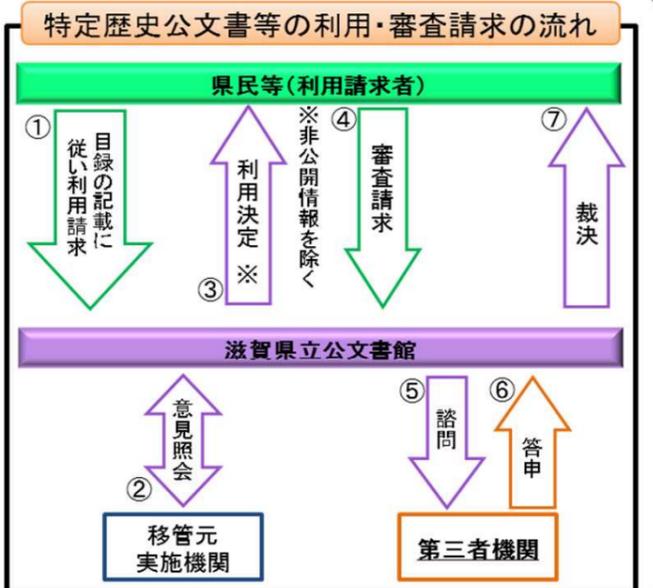
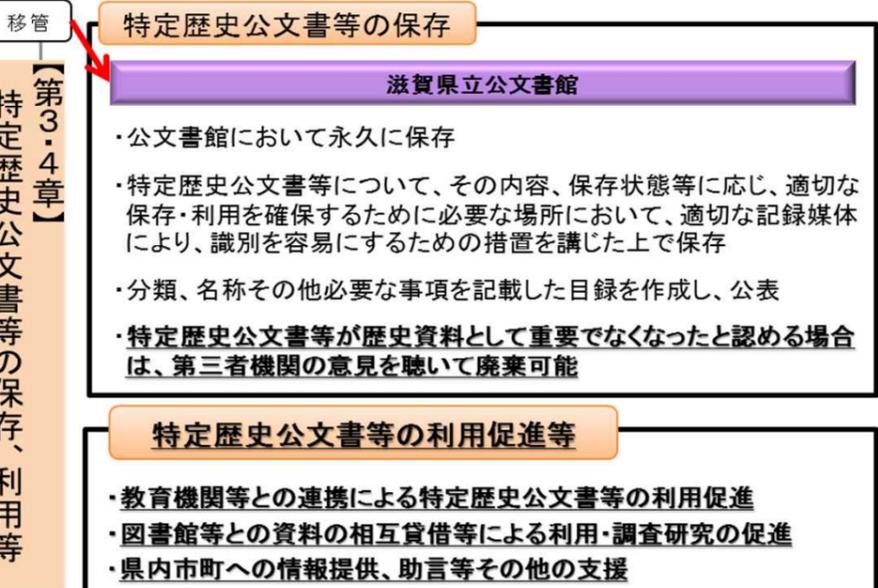
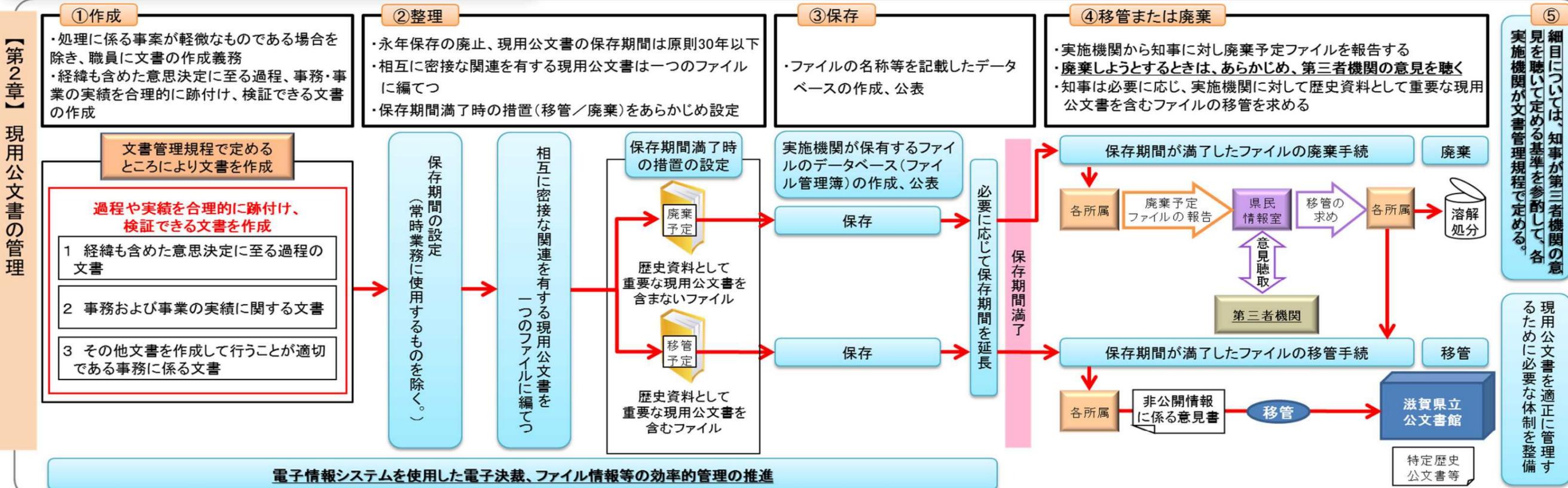
【究極の目的】 ①県政の適正かつ効率的な運営 ②現在および将来の県民に説明する責務の全う

## 条例の対象となる機関

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（県立大学）

※情報公開条例の実施機関と同じ

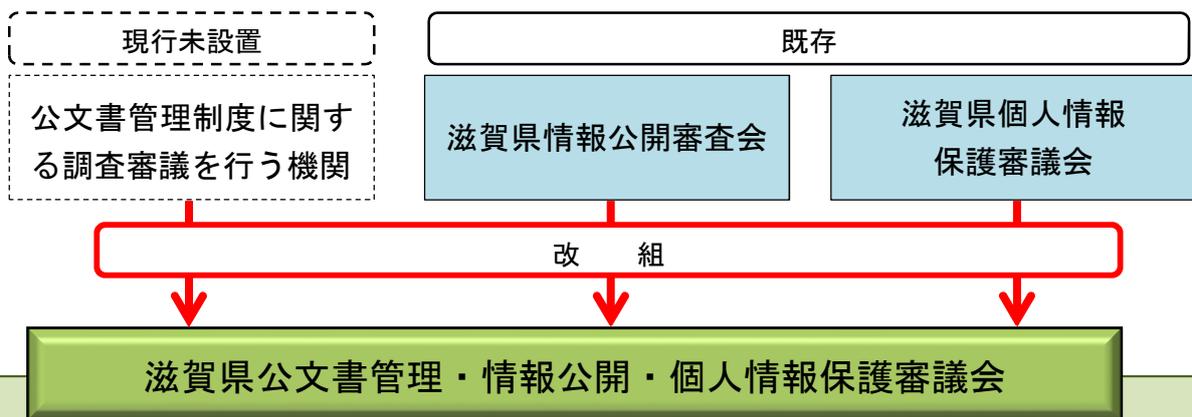
## 【第1章】 総則



## 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の概要

既存の附属機関である情報公開審査会および個人情報保護審議会を改組し、新たに滋賀県公文書等の管理に関する条例の規定により権限に属させられた事項の調査審議を所掌事務に加えた附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置する。

### 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の概要



【設置】 知事の附属機関として設置

#### 【担当事務】

- ・公文書管理制度・情報公開制度・個人情報制度の運営・改善に関する提言
- ・審査請求に係る調査審議(特定歴史公文書等利用請求・公文書公開請求等・個人情報開示請求等)
- ・個人情報の取扱い等に係る調査審議
- ・文書管理に関し知事が定める基準の策定・変更、現用公文書・特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議

#### 【組織・委員】

- ・審議会:委員 14 人以内で組織。
- ・委員:任期3年。学識経験を有する者等知事が適当と認める者のうちから知事が任命
- ・全体会のほか、公文書等管理部会、審査請求部会、個人情報保護部会を設置

#### 【審査請求に係る調査権限】

- ・諮問実施機関に対する対象公文書等の提示およびその内容を分類・整理した資料の提出の要求
- ・審査請求人等に対する意見書・資料提出の要求その他必要な調査の実施

【施行日】 平成 31 年(2019 年)4月1日

## 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例要綱案

### 1 制定の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置するため、新たに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例を制定しようとするものです。

### 2 要綱案

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 目的

この条例は、公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとするものとします。

#### 第 2 章 設置および組織

##### 第 2 設置等

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置くこととします。

2 審議会は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とします。

##### 第 3 担当事務

審議会は、次に掲げる事務を担当することとします。

- (1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年滋賀県条例第 号。以下「公文書管理条例」という。）第 8 条第 3 項、第 11 条第 3 項および第 24 条第 2 項の規定により知事に意見を述べること。
- (2) 公文書管理条例第 26 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (3) 滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「情報公開条例」という。）第 22 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (4) 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 6 条第 1 項第 8 号および第 2 項ただし書ならびに第 8 条第 1 項第 9 号の規定により個人情報保護条例第 2 条第 7 号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (5) 個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (6) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報

の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。

(7) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定による意見の聴取に係る事項について調査審議すること。

(8) 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、知事ならびに公文書管理条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関、情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関および個人情報保護条例第 2 条第 7 号に規定する実施機関に意見を述べること。

#### 第 4 組織

- 1 審議会は、委員 14 人以内で組織します。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命します。

#### 第 5 任期

- 1 委員の任期は、3 年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 2 委員は、再任されることを妨げないこととします。

#### 第 6 会長

- 1 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任します。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理します。

#### 第 7 専門委員

- 1 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとします。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命します。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとします。

#### 第 8 秘密保持義務

- 1 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とします。

#### 第 9 会議

- 1 審議会の会議は、会長が招集します。
- 2 会長は、会議の議長となることとします。
- 3 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととします。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。

## 第10 関係者の出席等

審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

## 第11 部会

1 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとします。

名 称	担 任 す る 事 務
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務
審査部会	第3条第2号、第3号および第5号に掲げる事務
個人情報保護部会	第3条第4号、第6号および第7号に掲げる事務

2 1の表の左欄に掲げる部会に属すべき委員および専門委員は、知事が指名します。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する者をもって充てることとします。

4 部会長は、部会の事務を掌理します。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理します。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとします。

7 5および6の規定は、部会の会議について準用します。この場合において、第9の1および2中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとします。

## 第12 合議体

1 審査部会は、審査部会に属する委員のうちから、部会長が指名する者3人以上をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議します。

2 1の規定にかかわらず、審査部会が定める場合においては、審査部会に属する委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議します。

第13 第12の1および2の各合議体に長を1人置き、これらの合議体のうち、部会長が構成に加わるものにあつては部会長が長となり、その他のものにあつては合議体を構成する委員のうちから部会長が指名する者が長となることとします。

2 第12の1および2の各合議体は、過半数の委員（第12の1の合議体を構成する委員の数が3人である場合には、当該合議体を構成する全ての委員）の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととします。

3 第12の1および2の各合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、当該合議体の長の決するところによることとします。

4 審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、部会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができないこととします。

### 第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手続

#### 第14 定義

- 1 この章において「諮問実施機関」とは、公文書管理条例第26条第1項の規定により審議会に諮問をした知事、情報公開条例第22条第1項の規定により審議会に諮問をした情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関をいうこととします。
- 2 この章において「対象公文書等」とは、公文書管理条例第17条第1項に規定する利用決定等に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。）、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）および個人情報保護条例第20条第1項、第32条第1項または第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）をいうこととします。

#### 第15 審議会の調査権限

- 1 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の提示を求めることができることとします。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された対象公文書等の公開または開示を求めることができないこととします。
- 2 諮問実施機関は、審議会から1の規定による求めがあったときは、これを拒んではならないこととします。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録され、または含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができることとします。
- 4 1および3に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。第16および第21において同じ。）または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができることとします。

#### 第16 意見の陳述

- 1 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととします。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこととします。
- 2 1の本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができることとします。

#### 第17 意見書等の提出

審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができることとします。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないこととします。

#### 第18 委員による調査手続

審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15の1の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、第15の4の規定による調査をさせ、または第16の1本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができることとします。

#### 第19 提出資料の写しの送付等

- 1 審議会は、第15の3もしくは4または第17の規定による意見書または資料の提出があつときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとします。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでないこととします。
- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができることとします。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないこととします。
- 3 審議会は、1の規定による送付をし、または2の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないこととします。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこととします。
- 4 審査会は、2の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができることとします。

#### 第20 調査審議手続の非公開

審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないこととします。

#### 第21 答申書の送付等

審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする事とします。

#### 第4章 雑則

#### 第22 庶務

審議会の庶務は、滋賀県県民生活部において処理することとします。ただし、第3条の(6)に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理することとします。

## 第23 雑則

この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

## 第24 罰則

第8の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

## 第25 付則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。
- 2 滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例について所要の改正を行うこととします。
- 3 滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置
  - (1) この条例の施行前に改正前の情報公開条例第22条第1項の規定により設置されている滋賀県情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）または改正前の個人情報保護条例第48条第1項の規定により設置されている滋賀県個人情報保護審議会（以下「旧個人情報保護審議会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなすこととします。
  - (2) 旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、付則第2項および第3項の規定の施行後も、なお従前の例によることとします。
  - (3) この条例の施行前にした行為ならびに(2)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。
- 4 滋賀県住民基本台帳法施行条例について所要の改正を行うこととします。

滋賀県情報公開条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>滋賀県情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—<u>第18条の2</u>）</p> <p>第3章 審査請求（<u>第18条の3—第29条</u>）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（<u>第30条—第34条の2</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第35条—第38条</u>）</p> <p>第6章 <u>罰則（第39条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条から第13条まで 省略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、<u>第20条および第21条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第15条から第18条まで 省略</p>	<p>滋賀県情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—<u>第19条</u>）</p> <p>第3章 審査請求（<u>第20条—第24条</u>）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（<u>第25条—第30条</u>）</p> <p>第5章 <u>雑則（第31条—第34条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条から第13条まで 省略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、<u>第23条および第24条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第15条から第18条まで 省略</p>

第18条の2 省略

第3章 審査請求

第18条の3および第18条の4 省略

(審査会 への諮問等)

第19条 公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2)および(3) 省略

第21条 省略

(滋賀県情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

第19条 省略

第3章 審査請求

第20条および第21条 省略

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問等)

第22条 公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第23条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条および次条において同じ。）

(2)および(3) 省略

第24条 省略

(削除)

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会は、第1項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、前条第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

(削除)

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査

(削除)

請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う第22条第1項の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

第30条～第34条の2 省略

第5章 雑則

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第4章 情報公開の総合的な推進

第25条～第30条 省略

第5章 雑則

第35条～第38条 省略

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下  
の懲役または50万円以下の罰金に処する。

付則 省略

第31条～第34条 省略

(削除)

付則 省略

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>滋賀県個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p>    第1節 個人情報の取扱いの制限（第5条—第11条）</p> <p>    第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）</p> <p>    第3節 開示、訂正および利用停止等（第13条—第42条）</p> <p>    第4節 審査請求（<u>第42条の2—第45条</u>）</p> <p>第3章 事業者の保有する個人情報の保護（<u>第46条・第47条</u>）</p> <p>第4章 <u>滋賀県個人情報保護審議会（第48条—第55条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第56条—第58条）</u></p> <p>第6章 罰則（<u>第59条—第64条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>（取得の制限）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）から（7）まで 省略</p> <p>（8）前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、<u>滋賀県個人情報保護審議会</u>の意見を聴いた上で本人以外のものから取得することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p>	<p>滋賀県個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p>    第1節 個人情報の取扱いの制限（第5条—第11条）</p> <p>    第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）</p> <p>    第3節 開示、訂正および利用停止等（第13条—第42条）</p> <p>    第4節 審査請求（<u>第43条—第47条</u>）</p> <p>第3章 事業者の保有する個人情報の保護（<u>第48条・第49条</u>）</p> <hr/> <p>第4章 <u>雑則（第50条—第52条）</u></p> <p>第5章 罰則（<u>第53条—第57条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>（取得の制限）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）から（7）まで 省略</p> <p>（8）前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、<u>滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会</u>の意見を聴いた上で本人以外のものから取得することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p>

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会

の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

#### 第7条 省略

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(8)まで 省略

(9) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

#### 2 省略

第9条から第22条まで 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者(以下この条、第44条および第45条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

#### 第7条 省略

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(8)まで 省略

(9) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

#### 2 省略

第9条から第22条まで 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者(以下この条、第46条および第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、

当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2から4まで 省略

第24条から第42条まで 省略

#### 第4節 審査請求

第42条の2および第42条の3 省略

(滋賀県個人情報保護審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為については審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滋賀県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節および第4章において同じ。)

(2)および(3) 省略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第45条 省略

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2から4まで 省略

第24条から第42条まで 省略

#### 第4節 審査請求

第43条 および第44条 省略

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問等)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為については審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第46条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条および次条において同じ。)

(2)および(3) 省略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第47条 省略

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

(事業者への支援)

第46条および第47条 省略

第4章 滋賀県個人情報保護審議会

(滋賀県個人情報保護審議会)

第48条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項および特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項を調査審議する。

3 審議会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会は、第2項の調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審議会の調査権限)

第49条 審議会は、第43条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これ

(事業者への支援)

第48条および第49条 省略

(削除)

を拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第50条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第51条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第52条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

（調査審議手続の非公開）

第53条 審議会が第43条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第54条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第55条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

第56条から第58条まで 省略

#### 第6章 罰則

(罰則)

第59条から第61条まで 省略

第62条 第48条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第63条 法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第59条または第60条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第64条 省略

付則 省略

#### 第4章 雑則

第50条から第52条まで 省略

#### 第5章 罰則

(罰則)

第53条から第55条まで 省略

(削除)

第56条 法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第53条または第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 省略

付則 省略

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>第1条から第6条まで 省略  <u>（本人確認情報の保護に関する審議会）</u>            第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。</u>            付則以下 省略</p>	<p>第1条から第6条まで 省略              （削除）              付則以下 省略</p>

条例・法比較表

滋賀県情報公開条例	滋賀県個人情報保護条例	情報公開・個人情報保護審査会設置法	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会条例
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第23条 審査会は、前条第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>(審議会の調査権限)</p> <p>第49条 審議会は、第43条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十六条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>(審議会の調査権限)</p> <p>第14条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された対象公文書等の公開または開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録され、または含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条および第21条において同じ。)または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>
<p>(意見の陳述)</p> <p>第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第50条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第十条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第15条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。</p>
<p>(意見書等の提出)</p> <p>第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>(意見書等の提出)</p> <p>第51条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>(意見書等の提出)</p> <p>第十一条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>(意見書等の提出)</p> <p>第16条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>
		<p>(委員による調査手続)</p> <p>第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>(委員による調査手続)</p> <p>第17条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15の1の規定により提示された対象文書等を閲覧させ、第15の4の規定による調査をさせ、または16の1本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>

滋賀県情報公開条例	滋賀県個人情報保護条例	情報公開・個人情報保護審査会設置法	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会条例
<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。</p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第52条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。</p>	<p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第18 審議会は、第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審議会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。</p>
<p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第27条 審査会の行う第22条第1項の調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第53条 審議会が第43条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第19 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p>
		<p>(審査請求の制限)</p> <p>第十五条 この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	
<p>(答申書の送付等)</p> <p>第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第54条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第20 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>